

デイサービスセンター むべの里

「指定通所介護」

重要事項説明書

社会福祉法人 小羊会
デイサービスセンター むべの里

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第 2570400081 号)

当事業所は、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容や、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
6. 緊急時・事故発生時の対応について.....	11
7. 苦情の受付について.....	12
8 ～ 11 その他.....	13 ～ 15

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 小羊会
法人所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町 1096-2
電話番号	0748-32-7254
代表者氏名	理事長 長谷川 卓
設立年月日	昭和 60 年 2 月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 12 年 1 月 31 日指定
県 2570400081 号

(2) 事業所の目的 事業の目的は、要介護者が社会的孤立感の解消
及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の
軽減を図るため、要介護状態ある高齢者に対し、適正な指定通所
介護を提供することを目的とします。

(3) 事業所の名称 デイサービスセンター むべの里

(4) 事業所の所在地 滋賀県近江八幡市北之庄町 1103

(5) 電話番号 0 7 4 8 - 3 2 - 7 2 5 4

FAX番号 0 7 4 8 - 3 2 - 7 2 5 6

(6) 事業所長（管理者）氏名 金井 裕子

(7) 当事業所の運営方針

1. 通所介護事業では、要介護者が可能な限りその居宅においてそ
の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう必要

な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより要介護者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2. 隣接する保育園児が散歩の途中に立ち寄ったり、歌や踊りを披露しに来所するなどの交流を通じ、また、行事・イベントの際に近隣の家にお知らせをして地域住民が集える場を提供する等して、地域福祉的な役割を持った運営を図ります。

(8) 開設年月 平成 12 年 1 月 31 日

(9) 利用定員 1 日 30 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 近江八幡市

(2) 営業日及び営業時間

営業日・サービス提供日	月曜日から土曜日 (12月30日～1月3日の年末年始を除く)
受付時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時30分の間の7時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守して
います。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（兼務）	1	1名
2. 生活相談員（兼務）	1	1名
3. 介護職員	5	4名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員（兼務）	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
管理者	勤務時間：午前8時15分～午後5時15分 施設の運営・管理全般のことを行う。
生活相談員	勤務時間：午前8時15分～午後5時15分 ☆原則として1名の生活相談員が勤務します。 日常生活上の相談に応じ、通所介護計画の作成等を行う。
介護職員	勤務時間：午前8時15分～午後5時15分 ☆原則として職員1名あたり利用者6名のお世話をします。
看護職員	勤務時間：午前8時30分～午後4時30分 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	看護職員が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割、8 割
または 7 割 ）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

	内 容	時間帯
通所介護 計画等の 作成	それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明を行う。	
入浴	1 特殊浴：ストレッチャー形式のネットに寝てもらい全身に細かいシャワーを浴び、動けない方も安心して入浴できる。 2 介助浴：一般家庭にあるお風呂と同じ大きさ。 3 一般浴：2メートル4方のおおきな浴槽、ゆったりと温まれる。	午前中 実施
給食	昼食を提供する。おかゆ、きざみ食など個人のニーズに合わせて提供する。また、一般的な配慮程度の糖尿病食、減塩食の対応は可能。	昼食 12 時 頃、おやつ 3 時頃
生活 相談	利用者またはその家族の生活の相談に応じる。	随時

レクリエーション	<p>特に、個人のニーズを、身体的、精神的、知的、情緒的な各方面で分析し、日常生活を豊かにするための活動を提供している。</p> <p>講座活動：複数の活動から自由に選択し参加する機会を提供している。</p> <p>地域参加活動：外出を通し積極的に地域の社会資源を活用し、自ら社会に働きかけられるような地域交流の機会を提供していく。</p> <p>世代間交流：付属の保育園や地域の教育施設との連携を持ち異世代との交流を促進する。</p> <p>行事：行事を通して季節の移り変わりを感じ役割を持って活動できる機会を提供している。</p>	講座活動は午後2時～3時（プログラムにより変更）個別対応のレクリエーションは随時。
----------	---	---

機能訓練	デイサービスでの生活において日常的な動作の機能訓練をする。	随時
健康チェック	看護師主導にて、体温・血圧・脈拍などのチェックを行い、利用者の健康状況を見る。	来所後
送迎	<p>特別仕様車等により送迎を行う。</p> <p>基本的に玄関から玄関までの送迎を行う。</p> <p>必要に応じ居室から居室まで（一階に限り）職員が危険に配慮し対応。（ケアプランに位置づける）</p>	お迎え— 8:30 開始 お送り— 4:10 以降
日常生活上のお世話及び支援	<p>排泄—個人の身体状況ニーズ似合わせ、トイレ誘導やおむつ交換をする。</p> <p>移動—必要な利用者には車椅子誘導、歩行見守りをする。</p> <p>その他のデイサービスでの日常生活のお世話や支援する。</p>	随時
その他	<p>時間延長可能（介護保険サービス外）。無料。</p> <p>但し、突発的理由に限り、17時まで事業所で待機して頂けます。</p>	

<サービス利用料金(1回あたり)>

下記の料金表によって、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額1割、2割または3割）をお支払い下さい。

(上記サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。)

(介護保険料) (a)

通所介護 通常規模型（7時間以上8時間未満）のサービス提供に対する1回あたりの単位・基本料金です（地域単価を含む）

近江八幡市 地域区分単価
(区分) 7級地 1単位10,14円

介護度	費用	1回あたりの自己負担単位・額		
		1割	2割	3割
要介護度1	基本単位	658単位		
	自己負担額	668円	1,336円	2,004円
要介護度2	基本単位	777円		
	自己負担額	788円	1,576円	2,364円
要介護度3	基本単位	900円		
	自己負担額	913円	1,826円	2,739円
要介護度4	基本単位	1,023円		
	自己負担額	1,038円	2,076円	3,114円
要介護度5	基本単位	1,148円		
	自己負担額	1,165円	2,330円	3,495円

(加算) (b)

加算	費用	1回の利用毎(目安)		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算 (I)	基本単位	40単位		
	自己負担額	41円	82円	123円
認知症加算	基本単位	60単位		
	自己負担額	61円	122円	183円
中重度者 ケア体制加算	基本単位	45単位		
	自己負担額	46円	92円	138円
サービス提供 体制強化加算 (I)	基本単位	22単位		
	自己負担額	23円	46円	69円
*科学的介護 推進体制加算	基本単位	40単位(1ヶ月あたり)		
	自己負担額	41円	82円	123円

※令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算 (I)
9.2%

※処遇改善にも地域区分が上乘せされます。

※端数処理上、実際の請求額に若干の相違が生じる事があります。

☆要介護認定を受けていない方には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス*

以下のサービスは、利用料金の全額が本人負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 昼食代（おやつ含む） 1食 850円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区への送迎は受け付けておりません。

③ レクリエーション（講座活動、行事、社会参加活動 等）

ご希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上・医療的処置のとき必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金や医療的処置等、日常生活に要する費用でご本人に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：

リハビリパンツ 150 円／1 枚、

紙おむつ 100 円／1 枚、

その他、都度請求致します。

尿取パット 30 円／1 枚

(別紙参照)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

<介護保険給付の支給限度を越えるサービス>

介護保険給付の支給限度を超えるサービスについては、以下の金額が本人負担となります。[介護保険のサービス利用料の全額負担相当]。

介護度	1 日あたりの費用
要介護 1	6, 6 8 0 円・その他加算に相当額
要介護 2	7, 8 8 0 円・その他加算に相当額
要介護 3	9, 1 3 0 円・その他加算に相当額
要介護 4	1 0, 3 8 0 円・その他加算に相当額
要介護 5	1 1, 6 5 0 円・その他加算に相当額

付加サービス料金

サービスの種類	料金
食事	850 円
入浴	410 円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、利用料金の支払いは、毎月 27 日にご指定の預金口座からの自動振替とします。

2. 自動振替の手続が完了するまでの間は、施設からの請求書によりお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに介護支援専門員を通して事業者申し出て下さい。
- 利用予定を中止される場合は、特にキャンセル料は頂きませんが、できる限り前日までに事業所に連絡して下さい。但し体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 緊急時・事故発生時の対応について

デイサービス利用中に体調に異常があると判断した場合は、入浴を中止したり、ご家族に連絡をした上で帰宅して頂いたりする事があります。

又、事故の発生時や容態の急変時には、ご家族やケアマネージャーもしくは主治医に相談し、救急対応として病院への搬送を致します。病院に到着後はご家族での対応をお願いします。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付提供した指定通所介護に係る苦情に迅速且つ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置行っています。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付方法	受付日・時間
電話受付 Tel.0748 (32) 7254	営業日受付時間内 8:15 ~ 17:15
面接受付 場所	むべの里

(2) 行政機関その他苦情受付機関

近江八幡市 介護保険課	所在地 近江八幡市土田町 1313 電話番号 33-3511 FAX番号 31-2037 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
滋賀県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談 専用回線	所在地 大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話番号 077-510-6605 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の使用する施設・食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めます。感染症の発症及びまん延を防止するために必要な措置を講じます。生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご請求があった場合は閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ サービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た事項を正当な理由なく、在職中も退職後も第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供します。

また、契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、暴力・暴言等やその他迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

10. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年一回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っています。

11. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご本人に故意又は過失が認められる場合には、ご本人の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

日常生活上・医療的処置のとき必要となる諸費用実費に関する同意書

重要事項説明書の <サービスの概要と利用料金> ④「日常生活上・医療的処置のとき必要となる諸費用実費」の項目に該当するものを下記に記載します。

個人で使用する処置材料は、医療機関の指示のもとに持参していただくことを前提にしています。事情によりご持参いただけない場合や、当事業所の物品を使用し返却いただけない場合には、以下のように請求いたします。

品名	単位	価格
紙おむつ	1枚あたり	100円
リハビリパンツ	1枚あたり	150円
尿取パット	1枚あたり	30円
滅菌ガーゼ	1枚あたり	25円
未滅菌ガーゼ	10cmあたり	10円
防水フィルム(5cm幅)	5cmあたり	15円
防水フィルム(10cm幅)	5cmあたり	25円
いちじく浣腸	1本あたり	80円
不織布マスク	1枚あたり	30円

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明
を行いました。

デイサービスセンター むべの里

説明者職名 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本人住所 近江八幡市

氏名 _____

代筆 氏名 _____ 続柄 _____

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。